

被災者生活再建支援制度のご案内

1. 被災者生活再建支援制度について

地震・津波などの自然現象によって住宅に被害があった場合、住宅の被害の程度と、今後のお住まいをどのようにされるのかに応じて、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）と国から、支援金が支給されます。

※この制度が適用となる災害は、被害の大きさが法律で決められており、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は該当します。ただし、原子力災害による被害は適用外です。

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の災害によって、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊または大規模半壊し、その住宅をやむをえず解体した世帯（半壊解体）
- ③ 住宅が「大規模半壊」し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

（※ 世帯人数が1人の場合（単数世帯）は、各該当欄の金額の3/4の額）

※「申請者」、「口座名義人」はH23.3.11現在の世帯主となります。（死亡・行方不明等を除く。）

（1）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	半壊解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円
（単数世帯支給額）	75万円	75万円	37.5万円

（2）基礎支援金対象者の住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円
（単数世帯支給額）	150万円	75万円	37.5万円

※ 支援金を受給した後で、住宅を解体または再建方法を賃貸から変更した場合、再度申請を行って差額を受給することができます。詳細についてはお問い合わせください。

補修からの変更はできません。

【例】当初：大規模半壊（50万円）＋賃借（50万円）

再申請：解体（100万円－大規模半壊50万円）＋建設・購入（200万円－賃貸50万円）

4. 添付書類

◆添付書類	
共通	預貯金通帳の写し
基礎支援金	り災証明書の <u>原本</u>
	解体証明書の <u>原本</u> ※2.②のみ
加算支援金	契約書等の写し

※ 契約書について

1. 工事等の種類（新築・補修・売買など）
 2. 対象となる建物の所在地
 3. 工期（建設または補修する場合のみ）
 4. 金額
 5. 契約日
 6. 「注文者」・「請負者」両方の氏名・住所・押印
- 以上がすべて記入されているものを作成してください。

5. 申請期間

（1）基礎支援金……災害発生日から145月以内（令和5年4月10日）

（2）加算支援金……災害発生日から157月以内（令和6年4月10日）

被災者生活再建支援金フローチャート

- 次のフローチャートで、「被災者生活再建支援金の該当になるかどうか」、「支援金はいくらなのか」を確認することができます。
- 被災者生活再建支援金は、被災当時の世帯を単位としており、原則世帯主が申請者となります。例えば、居宅を世帯主と世帯主の子がそれぞれ別々に建設する場合、震災当時の世帯につき1回のため、加算支援金の申請ができるのは、世帯主の建設分だけとなります。

